

## 議案第141号

### 和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市が実施した競争入札で談合のあった件に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

平成23年10月20日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

#### 1 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、市と相手方の製品の販売業者間の売買契約に係る入札において、相手方が他者と談合した件（以下「本件」という。）につき深く陳謝し、今後二度と談合など入札に関し違法な行為を行わないことを誓約する。
- (2) 市と相手方は、本件における市の損害額を金3,665,577円と認め、相手方は、市に対して当該額の支払義務のあることを認める。
- (3) 相手方は、(2)の金額を、本和解が成立した日の翌日から14日を経過する日までに市指定の預金口座に一括で振り込む方法により市に支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (4) 相手方が(3)の支払期限までに(2)の金額を支払わないときには、相手方は、(2)の金額に対し、(3)の支払期限の翌日から支払い済みまで年10パーセントの割合による遅延損害金を市に支払う。
- (5) 市と相手方は、本件につき本和解で定めるほか、何らの債権債務のないことをお互いに確認する。

- 2 事件の概要 市と相手方の製品の販売業者間における大気常時監視自動計測器の売買契約に係る入札において、相手方が他者と談合した件に関し、市が被った損害の賠償を相手方に求めるもの